

「胆振管内公立小中学校教職員」人事異動実施要項

昭和54年10月30日決定
昭和60年3月18日一部改正
平成4年10月14日一部改正
平成8年10月1日一部改正
平成10年4月1日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成14年10月1日一部改正
平成15年10月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年10月1日一部改正
平成19年10月2日一部改正
平成21年10月1日一部改正
平成22年10月1日一部改正
平成23年10月5日一部改正
平成24年8月31日一部改正
平成25年9月2日一部改正
平成27年7月3日一部改正
平成28年9月1日一部改正
平成29年9月1日一部改正
平成30年12月19日一部改正
令和元年8月27日一部改正
令和2年8月28日一部改正
令和3年9月1日一部改正
胆振教育局長
胆振管内教育委員会教育長協議会

「北海道公立学校教職員」人事異動要綱（昭和53年9月29日北海道教育委員会決定）及び「北海道公立小中学校教職員」人事異動実施要領（昭和53年9月29日北海道教育委員会教育長決定）に基づき、「胆振管内公立小中学校教職員」人事異動実施要項を次のとおり定める。

1 基本方針

管内の教育水準の向上と適正な学校運営に資することを目指し、教職員一人一人の管内学校教育振興への理解と自己の教職経験を豊かにしようとする意欲を基盤に、広い視野と長期的展望を持つ人事を進める。

2 地域区分（別表）

(1) 地区区分

広く多様な地域における学校教育を経験するため、管内を西部地区、中部地区及び東部地区の3地区に区分する。

(2) 学校群

地域性及び学校規模並びにへき地級地の指定を考慮し、学校をA・B・Cの3群に区分する。

3 基準勤務年数

一校の基準勤務年数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 新採用者 4年
- (2) 新採用者以外 6年

4 異動対象者

- (1) 基準勤務年数以上の者
- (2) C群の学校に4年以上勤務する者及びへき地2級地以上の学校に3年以上勤務する者で異動希望があるもの

- (3) 学校統合、廃校及び教職員配置定数減等によって過員の生じた学校に勤務する者
- (4) 教職員構成上の不均衡によって特別な事情の生じた者
- (5) 事務主幹にあつては、同一校に3年以上勤務する者
- (6) 原則として、管内2校（地区を異にする）かつ6年以上（同一校2年以上）勤務し、他の教育局管内、異種学校(高等学校・中等教育学校・特別支援学校)への異動を希望する者
- (7) 原則として、管内4年以上勤務し、札幌市への採用を希望する者
- (8) その他やむを得ない事情があると認められる者

5 異動上の留意事項

- (1) 原則として、在職期間中に2の(1)に定める全ての地区の学校を経験すること。
- (2) 原則として、在職期間中に2の(2)に定める全ての群の学校を経験すること。
- (3) 原則として、新採用者の異動については、地区を異にした異動とすること。
- (4) 過員解消のための異動については、考慮すること。
- (5) 同一市町内の異動は、原則として行わないこと。
- (6) 近親者の同一校勤務は、原則として行わないこと。
- (7) 教職員個々の特殊事情については、公平を欠かぬよう配慮すること。
- (8) へき地2級以上の学校に勤務した者の異動については、優先的に考慮すること。
- (9) 北海道公立小中学校教職員広域人事実施要項に基づく他管内交流に積極的に参加した者は、2の(1)に定める地区区分のうち一つの地区及び2の(2)に定めるC群を経験したものとみなすこと。
なお、当該交流終了による異動については、優先的に考慮すること。

6 新採用者の配置

新採用者の配置は、小規模校を避けるものとする。

7 生活条件整備

各市町教育委員会と協力して、生活条件整備に努める。

8 学校職員個人調書

別に定める様式により、管理職及び主幹教諭を除く教職員全員が提出するものとする。

附 則

(施行期日)

改正後の要項は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

第4の(5)及び(6)の規定については、平成30年4月1日から適用する。